

能力・障害のパフォーマティヴィティ

—ジュディス・バトラーのジェンダー論から再考するアビリティ—

稲原美苗

はじめに：能力とパフォーマティヴィティ

本稿では、障害者による当事者性のパフォーマティヴィティを考察するために、ジュディス・バトラー（1990; 1993）によるジェンダーのパフォーマティヴィティについて理解を深めていきたい。このような観点から交錯的な能力のあり方を考えるために、障害のカテゴリー化に対する「違和感」を取り上げる。特に、先天性四肢切断という障害のあるベストセラー作家の乙武洋匡氏、オリンピックとパラリンピックの両方に出場した陸上競技選手（オスカー・ピストリウス氏）や軽度の脳性まひと共に生きる筆者自身のケースを分析し、能力の規範を疑問視することによって、健常者性と障害者性を変容させる契機の可能性を考察する¹⁾。したがって、まず規範と主体の関係について考察し、次に「アビリティ・スタディーズ」に戻り、「能力とは何か」を再考する。本稿の前半では、女性学から進展したジェンダー・スタディーズを概観し、特に、バトラーのパフォーマティヴィティ理論を中心に取り上げる。後半では、前半の内容を踏まえて、前述したケースを分析しながら「健常者中心社会の規範」と「能力」を再考する。

バトラーのパフォーマティヴィティ理論は、90年代のクィア理論およびフェミニズム理論に影響力を与えた概念の一つとして考えられてきた。こうしたバトラーの考え方を応用して「障害」を捉え直すと、言語・規範に先立つものとしての身体や首尾一貫したアイデンティティが必ず存在するという確信が「当然」や「正常」だとみなされており、そのような身体やアイデンティティを持たない「障害」を「意外」や「異常」だと捉えてしまう。「健常」という概念は「正常」の規範の反復的な引用から成り立ち、その引用と行為が関係することによって、その「当然性」が固定化される。つまり、バトラーにとってのパフォーマティヴィティとは、単に主体が意図的に行うパフォーマンスではなく、むしろ、主体として存在し続けるための規範を強制的に引用され続けることもしくはその能力（agency）である。換言すれば、パフォーマティヴィティとは、意志を持つ主体（agent）が選択し決定できるものではなく、主体形成のプロセスに先行してその主体が規範に従って存在する可能性を条件付ける要素だと考えられる。

1. ジュディス・バトラーのジェンダー論

シモーヌ・ド・ボーヴォワールは『第二の性』(Beauvoir 2011[1949])の中で、「人は女に生まれえない、女になる」と主張した。ボーヴォワールにとって、ジェンダーとは、一人ひとりの性別(身体)に合わせた行動パターンであり、社会・文化的に規範化された「性」の枠組みである。つまり、成長過程の中で、「人」は「ジェンダー化」すると、彼女は考えた。しかし、バトラーは、ボーヴォワールの考え方においては「女」になる「人」が前提にされており、ジェンダー化される以前の「人」が想定されていると示唆した。はたして、「人」は社会的・文化的にジェンダー化されていくことで、「女性」になるのだろうか。バトラーによると、ジェンダーとは、あらゆる行為の要となる安定した規範というより、時間の流れの中で一時的に構成されるものであり、したがって、身体をある一定の「鑄型」に嵌め込んで規範を反復的に引用することで作り出されるものにすぎない。それにもかかわらず、私たちがジェンダーを一つの実体として考えてしまうのは、ジェンダーを作り上げる力が同時にその形成プロセスを覆い隠してしまう力を備えているからである。バトラー(1990; 1993)はこのようなプロセスが暴露されるケースとして、ドラッグ(異性装者)が社会で評価される場面を例に挙げている。それぞれの身体(セックス)と異なるジェンダーを行為するドラッグは頻繁に社会から批判されるが、こうした批判の事態こそ、ジェンダーが実体を持ち、固定化されたものではなく、むしろ、単なる社会的な規範に過ぎないことを明確にするものである。そのように考えたバトラーは、価値転倒が可能であるパフォーマンスィヴィティによって社会的な規範の領域が拡張されることを示唆する。

バトラーは、『第二の性』の解釈において、「人」が社会的に認識されるのは、規範に従って「人」がジェンダー化される場合だと示しつつも、ボーヴォワールの考え方には誤りがあると批判した(Butler 1990: 11-8; 邦訳30-8)。バトラーの主張によると、私たちは「人」として生まれ、ある時期になると「男性/女性」という社会的カテゴリーに分類されるのではない。その身体が性別化された身体(認識可能な存在)として意味付けられるのは、各々の身体が「男児か女児か」という問いに直面した時からである。私たちは、この世に生まれた瞬間からジェンダー化されており、私たち一人ひとりの身体は常に既に性別化されていることになる。つまり、「人」の「首尾一貫性」や「連続性」とは、私たちが「人」であるための「論理的、解剖学的な特性ではなく、むしろ、社会的に設定され維持されている理解可能性の規範なのである」(Butler 1990: 23; 邦訳46)。そして、バトラーは以下のように主張する。

セックスの自然な事実のように見えているものは、じつはそれとはべつの政治的、社会的な利害に寄与するために、さまざまな科学的言説によって言説上、作り上げられたものにすぎないのではないか。セックスの不変性に疑問を投げかけるとすれば、おそらく、「セックス」と呼ばれるこの構築物こそ、ジェンダーと同様に、社会的に構築されたものである。実際おそらくセックスは、つねにすでにジェンダーなのだ。そしてその結果として、セックスとジェンダーの区別は、結局、区別などではないということになる。(Butler 1990: 10-1; 邦訳28-9)

この引用部分は、バトラーのジェンダー論を要約していると言っても過言ではないだろう。バトラーは、セックス（生物学的性差）／ジェンダー（社会学的性差）の区分に異議を唱え、私たちがセックスを自然的な要素として捉えていても、それは、科学（生物学）的な「言説」によって表現されたものであるという論を張った。つまり、バトラーが最も訴えたかったことは、何をセックスとして定義するのか、何をジェンダーとして捉えるのかという疑問をめぐる区別自体が、言説の影響力として作り出された社会的構築物として考えられることである。したがって、前述した引用文の中にあるように、「セックスは、つねにすでにジェンダーなのだ」。このようなバトラーの考え方は、本質主義（生物学的な考え方）と構築主義（社会学的な考え方）の対立を揺るがしているように思う。例えば、ジェンダーを社会的に構築されたものだと考えたとしても、それが自然なセックス観を前提としているなら、ジェンダーは本質主義的な意味を含んでいることになる。自然なセックスが存在し、そこに意味付けが起こり、社会的に構築されていくのではなく、その全てが社会的に構築されているのであり、社会的に構築されない「性」や「身体」はあり得ない。換言すると、この世に生まれ落ちた全ての身体は、社会規範に従ってジェンダー化され、ジェンダー化されていない自然的身体は決して存在しない。

バトラーのジェンダー論は、フェミニズム思想における主体とアイデンティティに疑問を投げかけた。ボーヴォワールと同様にバトラーは女性が長い間「主体」になれなかったことを問題視し、その上でバトラーは既存のフェミニズムが女性のアイデンティティを統一化することを目指してきたことを強く批判した。社会において女性が非対称的に男性を補完する従属的なポジションに位置付けられているのか、それとも女性は社会的に排除された他者なのかといった違いはあるにしても、いずれにせよ、女性という一般的なグループが想定されていることは言うまでもない。さらに、ボーヴォワール以降のフェミニズムの策略として挙げられてきたのは、集合的な主体としての女性を作り上げたことである。しかし、バトラーはこうした一連のフェミニズムの議論に対して懸念を抱いた。それ

は、抑圧や排除を経験してきた集団的な存在としての女性を一般化することである。この点に関して、バトラーは次のように述べている。

全体化の概念に疑義をつきつけたかもしれないさまざまな 差異を、同一性の記号のもとに植民地化することになる。したがってそれは、男根ロゴス 中心主義の勢力拡大の身ぶりを、みずから反復してしまう危険性をもつ行為——あらゆるものを自分のなかに取り込もうとする占有行為——なのである。(Butler 1990: 18; 邦訳40)

つまり、抑圧や排除の対象としての女性の立場を一般化・統一化することによって、男性中心的なシステムが社会に影響を与える領域を広げてしまうことをバトラーは訴えた。ここで彼女が提示した、女性のアイデンティティや主体は自明なものになり得るのかという問題提起は、ポストコロニアル・フェミニズムやブラック・フェミニズムから出てきたものでもあるが、西洋諸国の白人女性の経験と発展途上国の女性の経験を同一視できないことは明らかである。むしろ、このような植民地主義的な考え方の中で、見過ごしてはならない違いがたくさんあるだろう。このように、一見すると、自明な集合的主体である女性であっても、そのカテゴリーの中にはさまざまな違いや対立があると考えられる。これらの違いを無視して女性のカテゴリーを統一化することは、男性中心主義や植民地主義が行ってきた政策と同じことになる。したがって、「人」のアイデンティティの枠組みを形成するセックスやジェンダーというカテゴリーそのものが男性中心社会の権力配置の中で構築されたものだ、とバトラーは考えている。男性中心主義的な規範の下での女性の抑圧や排除を一般化することは、どのような意味があるのだろうか。そのような一般化は、女性に対する支配的な世界を強化し、フェミニズムが目指してきた女性解放の可能性を狭めてしまうのではないのか。固定化されたフェミニズムへのバトラーの懸念はここから始まった。

バトラーにとって、ジェンダーとは「行為」である。例えば、ジェンダー・アイデンティティを説明する言説は、既存のジェンダーを単純に表現したものと見做されているかもしれない。しかし、前述したように、ジェンダーは 本質主義的にも構築主義的にも捉えられる。ジェンダー・アイデンティティについて語る際に何が起きているのだろうか。そこでは、本質を想定できないジェンダーに対して意味付けがなされ、そのジェンダーを持っていることが前提にされている。むしろ、私たち一人ひとりがその身体に合ったジェンダーを持つ者に「なる」ために行為を習得しなければならないのである。ここにパフォーマンスの特性が示されている。行為の前になんらかの本質的な意味や特徴があるのではなく、行為のプロセスの中で、その意味が再構築されていく。ここで注意しなけれ

ばならないのは、バトラーは、ジェンダーが「行為」であるからと言って、私たち一人ひとりがジェンダーを自由に演じられると考えているわけではないということである。ジェンダーには「きわめて厳密な規制的枠組み」があり、その枠組みは行為の反復によって成立していることを、バトラーは示唆したのである。つまり、ジェンダー・アイデンティティの枠組みは、一貫性のあるものではなく、「様式的な配置」であり、バトラーによると、その「様式的な配置」には偶然性や曖昧さがあり、そのような偶然性や曖昧さが明らかになる瞬間がある (Butler 1990: 179; 邦訳 147)。その瞬間とは「ときおり起こる不整合」や「反復が失敗する可能性」が起こり得る瞬間であり、それは永続的なアイデンティティが虚構であることを示しているとバトラー (1990: 179; 邦訳 147) は主張する。

2. 「異性愛のマトリクス」と「健常者のマトリクス」

ジェンダー・アイデンティティの「首尾一貫性」とか「連続性」というのは、「男性／女性」であるための「論理的、解剖学的な特性ではなく、社会的に設定され維持されている理解可能性の規範なのである」 (Butler 1990: 23; 邦訳 46)。しかし、「男性／女性」という二項対立的な概念は、「首尾一貫しない」「非連続な」ジェンダーの存在が現れた時に、疑問視される。

連続せず首尾一貫していない奇妙な代物は、連続性と首尾一貫性という既存の規範との関係によってのみ思考可能となるので、こういった奇妙な代物をつねに禁じると同時に生みだしているのは、まさに、生物学的なセックスと、文化的に構築されるジェンダーと、セックスとジェンダー双方の「表出」つまり「結果」として性的実践とおして表出される性的欲望、この三者のあいだに因果関係や表出関係を打ちたてようとする法なのである。(Butler 1990: 23; 邦訳 46)

この引用部分の中でバトラーが言及する「法」とは、「ジェンダー・アイデンティティを理解可能なものにしていく文化のマトリクス」のことを示している⁽²⁾。このマトリクスは、セックス、ジェンダー、性的欲望および性的行為の中に、首尾一貫した連続した関係を築き、維持していこうと試みる。しかし、このマトリクスは「理解可能性の規範」であるがゆえに、規範内部においては「アイデンティティ」は存在しない。例えば、ある特殊な種 (ゲイやレズビアンなど異性愛者ではない人) の「ジェンダー・アイデンティティ」が文化の理解可能性の基準に当てはまらないケースを考えるなら、彼らは異性愛者中心の文化の中では「発達上の失敗」とか、「論理的不可能性」として捉えられてしまう (Butler 1990: 24; 邦訳 47)。だが、異性愛のマトリクスの中では理解されない特殊な「ジェンダ

ー・アイデンティティ」はつねに存在し、増え続けている。このことは、異性愛のマトリクスの領域に制限があり、社会内部から人の「性」を規制し続けていることを明らかにしている。したがって、バトラーは、異性愛のマトリクスの枠の中でそれに抵抗し、それを攪乱させるようなジェンダー・アイデンティティが出現し、その新たな存在がジェンダーを多様化させるとみなしている。

異性愛のマトリクスにおいて、私たちが「理解可能」な存在になれるのは、セックスと、ジェンダーと、セクシュアリティの間に首尾一貫性や連続性があると考えられる場合のみである。即ち、バトラーの表現を使って換言すると、「理解可能」になれるのは、「セックスがなんらかの意味でジェンダー（自己の精神的および／または文化的な呼称）と欲望（異性愛の欲望、つまり欲望の対象であるもう一つのジェンダーとの対立的な関係をとおしてそれ自身を差異化するもの）を必然的にともなう」場合のみである（Butler 1990: 30; 邦訳54）。このことを簡単にまとめると、男性・女性のジェンダーの内的一貫性や統一性には、安定した対立関係にある異性愛が必要不可欠であり、「欲望の異性愛化」を進めることと、生物学的な身体の出表や「男らしさ・女らしさ」という社会学的な区別とが結びつき、それによって男女間の非対称的な対立を生産・再生産するよう制御し、その対立を設定し、維持し続けていく。つまり、セックスとジェンダーとセクシュアリティとの首尾一貫した関係だと考えられているジェンダー・アイデンティティは、「強制的異性愛」を無条件に受容する規範的な実践の結果であり、男女二元的な身体観と欲望観を規範として強制する性のシステムである「異性愛のマトリクス」が覇権的なジェンダー規範を構築している。このようなジェンダー論を踏まえて、能力・障害について考察していく⁽³⁾。

「できる・できない」という二元的な能力観を考える時、そこに見えてくるものは「健常者のマトリクス」である。その問題は、「障害者についての知識や情報がないこと」そのものではなく、障害者の存在を極端なまでに他者化・不可視化してしまうほど、この社会が徹底的に能力の二元化／健常者化されていることなのではないだろうか。健常が規範であるために、その規範に叛く者は既知の秩序や認識に位置付けることができなくなってしまう。「障害者を知らない」ことだけが問題ではなく、「健常の規範が自明視されている」ことが、甚大な問題になっている。これは、「障害者」だと区別される人々が社会から「マイノリティ」として追放されるというだけの問題ではない。それはなによりもまず、「健常者」自身の問題でもある。単に健常者であるということと、健常者規範（または強制的健常性）に適應する条件を満たしていることは異なる。健常者であっても、急な病気で働けなくなったり、加齢のために能力が低下したりすることなどには、徐々に圧力がかかり、なぜそのようになったのかを説明することが要求される。

心身が健康で普通に働けることが奨励され、障害者になることは社会の「厄介者」になるかのように恫喝されることさえある。高齢者や働けなくなった健常者が徐々に抑圧されることと、障害者が息を潜めるように暮らさねばならないことは、もともとは同じ原因から生じたものだと考えられる。

このような「健常者のマトリクス」全体の問題に目を向けることなく、この社会で生きづらさを抱える障害者に配慮をしなくてはいけないという形で「受容」されても、根本的な解決策を出すには程遠い。むしろ、そのように受容された時点で、障害者は他者的存在として排除され、「配慮すべき厄介な対象」として囲い込まれてしまう。このようなことを考えている私にとって、バトラーの『ジェンダー・トラブル』は興味深いものだった。バトラーにとっての「主体」とは、「マトリクス」の前と後に存在するのではなく、「マトリクス」の中に存在し、常に少しずつ変化しているものである⁽⁴⁾。このことから考えると、障害者解放運動の主体は、解放を促す政治システムや言説によって社会的に構築されていることになる。つまり、障害当事者が「健常者のマトリクス」の前や後に解放を望むのではなく、そのマトリクスの「中」で徐々に健常者観を変えていく。障害当事者は新たに表現や言語を作ることによってではなく、健常性に対して「取り乱し（攪乱）」を起こすと思われる表現を何度も引用することによって、健常性の枠組みを侵食していくことができる。もう少し詳しく説明すると、障害当事者は、そのプロセスの中で、健常性の意味に「ズレ」を生じさせることができ、引用に引きずられながらも新たな文脈・意味を呼び起こして健常性の政治を転倒させることができるのである。（後のセクションで具体例を挙げて、考察していく。）できる／できないと健常／障害の二分法は、どのように互いの中で、また互いを通して形成され、自明視されているのか。それらの二分法はどのような能力の階層秩序に役立っており、どのような従属関係を持っているのか。もし能力の意味付けが政治的なものならば、「身体」はつねにすでに「構築されたもの」ということになり、「障害の社会モデル」のインバメント（個々の症状・特性・機能障害）とディスアビリティ（社会的障壁）の区別は崩壊してしまう⁽⁵⁾。

3. バトラーの理論から乙武洋匡のケースを考察する

「オギャー、オギャー」火が付いたかのような泣き声とともに、ひとりの赤ん坊が生まれた。元気な男の子だ。平凡な夫婦の、平凡な出産。ただひとつ、その男の子に手と足がないということ以外は。（乙武1998: 2）

この引用文は1998年に出版された乙武洋匡の『五体不満足』の冒頭に出てくるものである。大ベストセラーになったこの本を知らない人はほとんどいないだろう

う。この本のまえがき（乙武1998: 2-4）で述べられているように、乙武は先天性四肢切断という状態で生まれ、母親が初めて乙武に対面したのは、出産後1か月たった後だった。父親や病院側は母親が手足のない我が子と向き合うショックに備えるために配慮をしたそうだが、乙武に対面した母親が最初に抱いた感情は、「驚き」や「悲しみ」ではなく、「かわいい」という「喜び」であり、乙武は「生後1ヶ月、ようやくボクは『誕生』した」と書き綴っている。どうして父親や病院側は「手足のない新生児」を「母親にショックを与えるもの」だと勝手に判断したのだろうか。バトラーが挙げた産科病棟で女兒が出産された例を応用して、乙武のケースを考えていく。もし乙武に手足があったなら、産科病棟（分娩室）の医師や助産師は「元気な男の子です」という言葉を母親にかけただろう。健全な男の子が生まれた場合、この発言はその名づけによって彼を「健康な男の子」としてそこに「誕生」させる行為遂行的なものとして捉えることができる。バトラー的に考えてみると、この発言の影響力は「名付けられたものを生産する言説の権力」（Butler 1993: 225）と呼ばれ、さらに、この名づけは「健全者化」といったことが強制されるその後のプロセスを起動させるものであり、その後この子どもは、この社会の中で生活していく資格を得るために、健全者規範の強制的な「引用」を絶えず促されていくことになる⁶⁾。現在の覇権的な言説の下では、新生児の「身体」と「能力」と「成長に関する期待・欲望」のあいだには、内的一貫性や統一性があると考えられている。そのことを踏まえて、それらにおける首尾一貫性をもたない「新生児」は、「理解可能性」から排除され、「発達上の失敗」や「論理的不可能性」として捉えられてしまう。このような健全者規範を揺さぶる方法を考察する前に、アイデンティティの基盤を作る能力のカテゴリーがいかに社会的に構築されたものであるか、ということ論じる。それゆえ、「医学的診断は宿命である」という公式を打破するために障害学が採用した「障害の社会モデル」という概念に関する現在の論争の不毛な循環に終わりを告げることができる。ここで、障害の「理解不可能性」について考察を深めてみる。

障害（連続せず首尾一貫していない不気味な能力）は、連続性と首尾一貫性という正常性の規範（健全性）との関係によってのみ認識されるようになる。このような不気味な能力を常に認めず、「異常なもの」として排除するのは、生物学・身体的な能力と、社会・文化的に構築される能力の規範と、そして、それら双方の結果として実践を通して表出される欲望、この三者の間に因果関係を築き上げようとする「法」があるからだと考えられる。ここでの「法」とは、能力を認識可能なものにしていく「健全者のマトリクス」のことである。このマトリクスは、身体と規範と欲望および実践との間に、首尾一貫し、連続した関係を構築し、維持しようとするのである。ところが、「理解可能性の規範」であるがゆえ

に、そこには、能力を識別するための情報が何もない。ある種の能力に関する情報は社会・文化的な理解可能性の基準に合致しないために、そのような健常者社会の中では、「発達上の欠陥」や「論理的な不可能性」としてしか現れえない。しかし、そのような健常者のマトリクスにおいては「欠陥」や「論理的不可能性」とされている、異なる能力（障害）が「常に存在し、増え続けている」ことこそが、マトリクスの領域に限界があることや、それが私たちの能力を規制していることを暴く。その結果、異なる能力（障害）は、マトリクスの領域内でそれに抵抗し、攪乱させるような機会を、能力の規範が壊れて、多様なマトリクスを開拓できるような批判の機会を、健常者に与える。

「健常者」のアイデンティティは、多様な行為の原点・基盤であるというより、時間の流れの中で構成されるものであり、行為をある一定の形で反復し遂行することで作り出されるものにすぎない。こうした考察を通して、乙武のケースを再考してみよう。両手両足が生まれつき無かった乙武は、「健常」というカテゴリーから外された。その奇形な身体に周囲は驚き、「理解不可能」という判断をした。つまり、社会において「人」は「つねにすでにカテゴリー化」されており、「人」はかならず「健常者」か「健常ではないもの」かのどちらか一方であると考えられている。このような観点から、結局、「できる／できない」という二つの能力の価値判断は、医学によって規定されており、「医学は宿命だ」という公式を完全には消せないことを、ここで指摘する。健常者による支配を可能にしている言説において、現前しうる指示対象の秩序は、ある特定（乙武のケースだと「五体満足」であること）の身体を備えていると認知された主体のみが「元気な男の子」の立場を語る事が可能になるように規整されている。その結果として、乙武の身体は現前するようにみえても健常者の反射板として存在しており、「実体」として存在することは禁止されている。つまり、健常者中心主義的言説が設定する言語（精神）／物質（身体）の二項対立においては、乙武の身体は、自己同一的な指示対象として存在する身体としては想定・理解することが不可能なものなのであり、そのために「排除されるべき身体」として扱われたのである⁷⁾。

4. 能力・障害のパフォーマティヴィティ：稲原のケース

前のセクションで乙武の誕生時のケースで見えてきたように、先天性四肢切断の身体で生まれた新生児は、「元気な男の子」として理解されず、詳細が分からないまま「障害児」だと診断された。実はこの理解可能な「元気な男の子」という領域はとても狭い。その領域に当てはまらない場合、その子は「障害児」となる。しかし、『五体不満足』の中で乙武が成長過程のエピソードを書き綴った

ことによって、彼の経験が「理解可能」なものになってきた。「理解不可能」な障害が「理解可能」な能力へと移っていくことは日常的に良くあることだ。こうした事実が露呈する例として、私が市役所で用紙を記入した時の経験を挙げてみよう。このケースを使って、私の能力／障害が社会で価値評価にさらされる場面で、目の前の担当者がどのように反応したのかをここで記述してみる。市役所の担当者は「動かないように見える」私の手を見て、「用紙に記入できますか?」「代筆しましょうか?」「介助の方は来ていないのですか?」などと尋ねてきた（これは市役所だけのケースではない。あらゆる場所で頻繁に起こっている出来事だ）。私が「大丈夫です」と言って、利き手である左手を使って用紙に記入すると、その担当者が異常なほど驚くのである。こうした事態こそ、健全性は実体のあるものではなく、むしろ単なる思い込みに過ぎないことを明確にできる理由付けになる。このような価値転倒的な行為（私が文字を書くという行為）の遂行によって、健全者の思い込みは解体され、その思い込みが誤っていたことが明らかになる。「動かないように見える手」は社会的に構築されたものであり、私の身体的行為は常にすでに障害なのである。

私特有の脳性まひの症状（身体的差異）は結局のところ言語によって初めて想定され得るものであり、言語（社会的構築物）の媒介を通して以上は「障害（社会的な差異）」であると考えられる。このセクションでは、バトラーに倣ってジョン・オースティンの言語行為論（Austin 1975[1962]）における「パフォーマティブ」という考え方を使うことにする。パフォーマティブとは「言語であると同時に行為でもある」言語活動を示す。オースティンやバトラーの「パフォーマティブ」理論を応用して、「能力・障害」について再考する。

能力や障害は安定した概念ではなく、行為の瞬間に変化するものと捉えることにより、能力や障害を二項対立的に把握することなく考察できるようになる。ここで考える「パフォーマティブ」な発話とは、ある限られた発話（例えば、言う・書く・理解する・始める・終わる・約束するなど）が行為遂行的であり、誰かが何かを、他の誰かに向かって伝えることである。このような発話行為は、特定の社会関係の中で、ある行為を遂行している。市役所の担当者が私に「この用紙に記入できますか?」（「この用紙に記入してください。」）と言うのが普通だろう）と訊いた時、私は「できます」と答えたのだが、その発話の意味をよく分かっていなかった。「文字を書けます」と単に言及したのではなく「障害を持っていますが、用紙に記入できます。」と相手に伝えたのだ。つまり、すべての発話はその行為がなされる具体的な場面や社会関係の中で、ある行為を行うものであると捉えられる。ある発話がどのような行為を遂行しているのかというのは、その発話が行なわれる具体的な場面によって異なる。すべての発話はその言語的な情報の内

容だけではなく、特定の社会的な行為を遂行しており、それがどのような行為であるのかということは、発話者と受け手との具体的な関係によって異なる。

「健常／障害」という表現が「安定的／不安定的」という意味を示し、安定性や一貫性を持つ状態を正常の規範として捉えるがゆえに、流動的な状態を能力として認識できないまま放置してしまう。このような「健常者のマトリクス」の中では、不安定で曖昧な能力（障害）を即座に切り捨てて考える傾向があり、切り捨てられた能力は「無能」であると理解されがちである。私の手を見て、「文字を書けないだろう」と思い込んだ市役所の担当者はきっとこのような健常者的な見方でしか「能力」を把握できなかったのだろう。私はこのような思い込みを批判するつもりはない。むしろ、そのような思い込みがあつて当たり前だと考えている。このような思い込みを少しずつ解体していくにはどうすれば良いのか、その方法を考えてみたい。人の思い込みを一瞬に消すということではできない。だが、私のケースのように、ある価値転倒が起こると、それまでの生活世界の領域が少しずつ広がり、新しい見方ができるようになる。ここで必要なのは、健常・障害の二項対立からいかにして自由になるかを考えることである。つまり、「認識されていない能力」（障害）を「認識する」ために、それぞれの立場において認識の多様性を持てるようになっていくこと、そして、それぞれの能力の輪郭がはっきりするような記述を考察していくことが今後の課題となるだろう。

健常者のマトリクスにおいて、私たちの能力が「理解可能」になるのは、身体的・生物学的な能力と、社会的な能力規範と、その欲望の間に首尾一貫性が見られる時である。それはつまり、ある能力がなんらかの意味で社会的な能力規範とその欲望（「できること」への欲望、欲望の対象であるもう一つの能力との対立的な関係を通してそれ自身を差異化するもの）を必然的に伴う時である。それぞれの能力の一貫性には、「他者（不能であること）」が必要だということになる。「欲望の健常者化」は、「健常」や「障害」の表出だと考えられる「できる」や「できない」という対立関係を構築するよう要請し、その対立を固定化するものである。それゆえ「健常者のマトリクス」が、能力に関する覇権的な規範を構築し続けているのである。

5. パラリンピックにおける能力

パラリンピックの陸上競技を例に挙げて、「障害」と「能力」の関係について考察していきたい。車いすや義足、視覚障害など、多様な障害のある選手が競技に参加するため、選手は障害の種類や程度によってクラス分けされ、それぞれのクラスごとに競技を行う。車いす競技では、「レーサー」と呼ばれる軽量な三輪車いすを使い、下肢を切断した選手は競技用に開発された義足を装着して参加す

る。また視覚障害の選手は、競走種目において「ガイドランナー」と呼ばれる伴走者と一緒に走り、跳躍などの種目では「コーラー（手を叩いて音で選手に知らせる人）」による指示を頼りに競技が行われる。一般の陸上競技と同じルールを使うが、障害の種類や程度に応じてルールが部分的に変更される場合もある。ここでは「走る」という能力に絞って考えてみたい。健常者にとって「走る」とは、二足歩行が前提のものである。一般的に「走る」とは、左右の足で交互に地面を蹴ることによって前へ進む方法のことを示す。（ちなみに、どちらかの足が常に地面についている進み方を「歩く」と言い、両足が同時に地面につく時には静止してしまう。）足の不自由な人はこのように走ることはできないが、前述したように車いすを使えば、陸上競技に参加できる。パラリンピック競技に参加できる能力は、車いすの車輪を腕力で動かして前へ進む方法として認識され、この競技では健常者の「走る」能力は認識されない。パラリンピックの陸上競技での「走る」という能力は、腕力を使って車輪を回すことになり、この能力を認識し、「速さ」を評価している。

ここからは車いすの話から義足の話へ移る。南アフリカ共和国のパラリンピック・オリンピック陸上選手であったオスカー・ピストリウス氏のケースについて考察していく。ピストリウス選手は両足義足のスプリンターで、アイスランドの義肢メーカーのオズール社が制作した超薄型カーボン製の競技用義肢を使用している。2007年5月23日に出されたイギリス大衆紙『デイリー・テレグラフ』（Davies 2007）によれば、ピストリウスは先天性の身体障害により腓骨がない状態で生まれ、生後11ヶ月の頃、両足の膝から下を切断した。しかし、幼少の頃からスポーツに親しんでおり、高校時代はラグビー、水球、テニス、レスリングなどを経験した。その後の彼の功績などが、ロンドンオリンピック開催中の2012年8月4日に出されたイギリスの大衆紙『テレグラフ』に記された。2008年の北京オリンピックに400mの競技で出場を目指していたが、国際陸上競技連盟（IAAF）はカーボン製の義足による推進力が競技規定に抵触するとしてオリンピックには出場できないという判断を下した。その後、スポーツ仲裁裁判所（CAS）はIAAFの判断を覆し、ピストリウス選手が健常者の競技に出場することを認める裁定を下した。北京オリンピックには出場できなかったが、世界選手権やロンドンオリンピックに出場した。つまり、彼はオリンピックとパラリンピックの両方の競技に出たのである。義足を装着して走る能力はオリンピックでもパラリンピックでも認識された。ここで価値転倒が起こったように感じるのは私だけではないだろう。

ピストリウスのケースを踏まえて展開させたいのは、私たちがどのような観点によって「健常者」と「障害者」を区別しているのかを冷静に分析することである⁽⁸⁾。「障害」というものは、「健常」が存在する時にしか存在しない。ピストリ

ウス選手は義足の装着が当たり前のパラリンピックでは「障害者」としてみなされたが、健常者ばかりのオリンピックでは「障害を持っているが、義足を装着し、健常者と同じように走る」能力があるとみなされた。車いすは「足」として認識されないが、ピストリウス選手の場合は膝から上の部分は残っており、義足を動かしているのは彼の大腿筋（太もも）であると考え、義足は靴のようなのだとみなすこともできる。では、MITメディアラボのヒュー・ハー准教授の研究チームが開発したバイオニクス（生体工学）義肢を装着して陸上競技に出場するのであれば、どうだろうか（Herr 2014）。バイオニクス義肢を装着したピストリウスはオリンピックに出場できただろうか。バイオニクス義足とはロボット工学などの技術を使って人体を拡張する装置のことを示す。義足を動かしているのは、その中にあるバッテリーやスプリング、モーターのような装置、そしてコンピューター（人工知能）である。例えば、坂道を登る時、私たちは後ろ足の圧力で前に進む力をつけ、足を着く時には衝撃を吸収している。このバイオニクス義足も人間の足と同じように、「今、この足がどのような状態にあって、どの部分にどれくらい力を加えれば良いのか」ということを常に察知できるように多様な情報が入力されている。

ここで何を基準にして「能力」の規範を作るのかを深く考察する必要がある。能力の規範において問題が発生するのは、二項対立式の枠組みによって「障害」が構築されているからである。陸上競技の場合、「より速く、より遠く、より高く」というように能力を速度、距離、高さなどの尺度で測り、客観的に数値化できる。だが、能力を人工的に拡張することは、ドーピングであるとして禁じられている。ピストリウス選手のケースもそうだった。パラリンピックでは選手は義足や車いすを使って競技に参加する。だが、彼が最初に「オリンピックで競技をしたい」と訴えた時、IAAFは義足を「身体能力を拡張させるもの」として捉え、オリンピックでの陸上競技には相応しくないと判断したのである。このような思考の形式が至る所に埋め込まれ、私たちは健常者中心社会が作り出したコードや枠に「身体」や「生き方」を束縛され、それらの「意味」を制御され生活している。繰り返しになるが、これらは全て「構築」されたものである。このことから、能力に関する私たちの認識はつねに構築・再構築され、その認識はその時々によって変わるということが明らかになる。健常者規範の前提への挑戦、ある主体が正常／異常になることを決定づける理解可能性の枠組みへの挑戦は、まさに健常性の枠組みが流動的であることを暴き、「能力」の価値領域を拡張することである。どのような能力が「理解可能」であるのか、あるいは「理解不可能」であるのか、それらを線引きするのは社会・文化である。つまり、「意味」が私たちの身体に与えられているだけに過ぎないのである。このような視座に立つと、

障害者特有の能力は存在しないということも理解できるだろう。パラリンピックでの陸上競技を取り上げたが、私たちが持っている「車いす」「義足」「障害者」の意味は、幼少期から徐々に蓄積されてきたものである。これは「健常者」という意味にも同じことが言える。健常者とは、生物学的（身体的）に能力がある者だということではない。オリンピックに出場した義足のランナーは、「健常者」として「理解された」のである。

終わりに

「できる」・「できない」という能力の境界線のせいで「生きづらさ」を抱えている人が多くいる。その生きづらさの多くは、能力がつねに健常者の物差しで計られてしまうことによって起こる葛藤であると考えられる。「生きづらさ」だけでなく、「能力」に対して当事者一人ひとりが自ら「研究」することによって、他人に「できること」や「生きづらさ」を説明できるようになる。この説明によって「理解可能性」の領域が広がるのではないだろうか。障害当事者が「生きづらさ」を研究することが「当事者研究」として知られるようになってきたが、それは「理解不可能だった」生きづらさを少しずつ「理解可能」にしていくプロセスとしても考えられるのではないだろうか。「理解可能」にしていくことで、自分と問題の関係がみえてくる。「べてるの家」の中で「当事者研究」を作り上げてきた向谷地生良は、「当事者研究」の定義や方法について具体的に言及していないが⁹⁾、ここで重要なことは「研究する」という行為そのものである。例えば、私のケースに戻って考えてみると、「研究する」以前の私は、「用紙に記入できますか？」などの発言に対していちいち腹を立てていた。だが、本稿の中でパトラーの考え方を応用し、障害のパフォーマティビティについて考察を始め、あの場面をもう一度捉え直してみた。「用紙に記入できますか？」などの発言を聞くや否や私は自分の身体（障害）を責めてしまって、発言者に私の能力の全てを否定されたと妄想してしまう。そのような回路が次の立腹の要素になるというような悪循環の内にはいた。その悪循環から抜けられたのは、哲学的に当事者研究をしたからだ、私は考えている。そして、その悪循環の仕組みを考えてみると、健常者中心主義的な価値判断や規範を前提にした回路が私の中に内在化していることがわかってきた。例えば、文字を書くのは右手で、麻痺している手では書けないという常識的なものを障害当事者である私も市役所の担当者も内在化しており、それが基盤となって、悪循環を作り上げてしまう。自分自身のことを「研究」することは、一度私自身を健常者のマトリクスの外に出して、その内在化のプロセスを理論的に再考する効果があるのではないだろうか。「正常」と「異常」の境界線というのは、一本の線ではなく、二つが重なったそのグレーゾーンであ

ると考えられる。ところが、私たちは一本の境界線を想定し、内在化しており、その境界線が自分の身体や能力にマッチしていないということが日常的に起きる。しかし、バトラーの考え方とともに、健常者のマトリクスによって「理解不可能」な能力として捉えられてきた「障害」を少しずつ「理解可能」な領域へ移動させていくことによって、立腹しなくなった。このような「境界の捉え直し」が、私自身の「哲学的当事者研究」の成果だと思う。

本稿では、バトラーの構築主義的な考え方に倣って、能力の規範は意味の生産地帯であるテキストから表出する架空の構築物であるに過ぎないということを示した。とりわけ、乙武氏、稲原、そしてピストリウス選手の三つのケースを考察することによって、健常者中心社会の支配構造に目を向け、社会が構築した能力（身体）の規範を「トラブル（攪乱）」させる動きを見てきた。健常者のマトリクスを形成する上で三つの要素があるように思う。一つ目は「正常の規範」、二つ目はその規範をめぐる「力関係」、そして三つ目は「正常の言説」である。これら三点を線でつないで三角形を作った時、マトリクスが形成されるのである。各三点の位相座標が変化すれば、当然「健常」や「障害」（能力そのもの）の意味も変化していく。したがって、「正常」、「異常」、「元気な男の子」、「四肢がない新生児」、「文字を書けないように見える手」、「それにも拘らず用紙に記入できる手」、「オリンピック」、「パラリンピック」といった意味・定義はつねに変わる。本稿で論じてきたように、少しずつ、障害の「理解可能」な領域を拡張していくことで、マトリクス内部にある健常者規範が揺さぶられ、一人ひとりの能力について多角的に考える契機になるだろう⁽¹⁰⁾。

注

- (1) 本稿では、オスカー・ピストリウス氏をケースの一つとして挙げる。2014年9月から12月まで国内外のメディアなどで同氏の過失致死罪の判決などは報じられていたが、本稿では、同氏の陸上選手としての功績についてのみを扱う。あらかじめご了承ください。
- (2) 「マトリクス」とは、『ジェンダー・トラブル』の中で、身体や「性」の認識するために使う規範（法）を示す用語。特に、「異性愛のマトリクス」という用語は、身体やジェンダーや欲望を自然化する時に正常性を定義する規範を意味し、この規範（法）によって文化的な理解可能性が構築される。特に、「異性愛のマトリクス」に基づいて、ジェンダーの理解可能性についての覇権的な認識のモデルを作り、身体的首尾一貫性や意味可能性のために安定したセックスの規範が必要だと考えられている。
- (3) フェミニスト障害学という分野が哲学領域中心に展開されている。特に、Susan Wendell (1996) *The Rejected Body: Feminist Philosophical Reflections on Disability*, を参照する

と、ジェンダー論やフェミニズムが障害を考える上で、重要な論点を提供することがわかる。

- (4) 個人差はあるだろうが、私たち一人ひとりが異性愛規範や健常者規範（正常性）を習得させられる場所が、フーコーの言及したような「学校」や「病院」などの公共施設だろう。こうした固定化されたフェミニズム理論に対して、バトラーはフーコーに依拠しながら批判した。規範の「まえに」ある主体を想定すること自体、セックスが規範や社会の構築物だと考えられ、その想定はむしろ真のフェミニズムの政治的目的を果たせなくしてしまうものではないのか。この先のフェミニズムの新しい課題を提示したと思われる。
- (5) 女性学やジェンダーの社会学を展開してきた英米圏を中心に、ディスアビリティ・スタディーズ（Disability Studies：障害学）と呼ばれる「障害」に対する新たな学問が構築されてきた。障害学とは、「従来の医療、社会福祉の視点から障害、障害者をとらえようとするのではなく、むしろ、逆に「個人のインペアメント（損傷）の治療を至上命題とする医療、『障害者すなわち障害者福祉の対象』という枠組みからの脱却を目指す試み」のことであり、それと同時に、「障害者独自の視点の確立を指向し、文化としての障害、障害者として生きる価値に着目する」と、日本の障害学の基盤を作った一人である長瀬修（1999: 11）は主張した。つまり、障害学とは、障害を当事者個人の問題であると決め付ける医療・福祉的な枠組みを疑問視し、それぞれの症状と共に生きる人々を無力化している要因は社会側であって、障害は社会によって構築されたものであると捉える「社会モデル」を展開させてきた（Oliver, 1983 & 1990）。障害の「社会モデル」は、インペアメントとディスアビリティとを明確に区別するものである。特に、イギリスにおける障害学の中心人物であるヴィック・フィンケルシュタインらによって設立された「隔離に反対する身体障害者連盟」（Union of the Physically Impaired Against Segregation：UPIAS）は、インペアメント（個々の症状・特性・機能障害）とディスアビリティ（社会的障壁）との区別を次のように定義づけている。インペアメントとは、「手足の一部分もしくはすべての欠損」状態のことであり、「欠陥のある肢体、器官、または機構をもっているということ」である。逆に、ディスアビリティは、「身体的なインペアメントをもつ人のことをまったくかあるいはほとんど考慮することなく、したがって、社会活動の主流から彼らを排除している今日の社会組織によって生み出された、彼等の不利益、あるいは彼等の活動の制約」（UPIAS, *Fundamental Principles of Disability*, 1976: 14）という社会的な影響を示している。つまり、オリバーが展開した「社会モデル」が、ディスアビリティに焦点を絞って考察していくものであることは明確だろう。
- (6) *Bodies that Matters: On the Discursive Limits of "Sex"* の最終章 "Critically Queer"（Butler 1993: 223-42）を参照。
- (7) ここで扱ったのは『五体不満足』の導入部分（まえがき）だけだったが、私がこの本を読んだ際（20代前半だった）、乙武氏が健常者／障害者の間で価値転倒を行っていると思えた。『五体不満足』というタイトルにも驚いた。このタイトルは私にとって「五体満足」という当たり前の身体・正常性を疑問視し、障害を再考するきっかけとなった。

- (8) Rosemarie Garland Thomson (1997) はアメリカ文化や文学の中の障害者の身体に関する表象について分析をした。見世物小屋や医療機関などで障害者の身体が他者化されていくプロセスが、フーコーやバトラーのような構築主義的のレンズから見られており、とても興味深かった。ここで私が気になったのは、もし彼女がピストリウス選手を研究していたら、どのように分析したのだろうかということだった。
- (9) べてるの家の当事者研究を説明した本は多く出版されている。『べてるの家の「当事者研究」』（べてるの家2005）の中で、向谷地生良氏が「当事者研究」誕生のきっかけについて語っている。それは、統合失調症を患って、親や周囲の人々に危害を加えるような「爆発」を繰り返すメンバーに対して、向谷地が「爆発の研究をしないか」と誘ったことだった（べてるの家2005: 3）。そのメンバーは「研究」という言葉に惹かれたようだ。「この当事者研究の魅力の一端は、「研究」という言葉そのものにあるようだ。「自分を見つめるとか、反省する」のではなく、まさに「研究」するということに、「冒険心をくすぐる」何かがある。」（べてるの家2005: 3）当事者研究とは、「症状、服薬、生活上の課題、人間関係、仕事などのさまざまな苦勞を、自分が苦勞の主人公－当事者－となって、自ら主体的に「研究しよう！」と取り組み、従来と違った視点や切り口でアプローチしていくことによって起きてくる困難を解消し、暮らしやすさを模索していこうというものです。」（べてるのしあわせ研究所・向谷地2009: 13）このように、向谷地は当事者研究の多様性を示唆している。
- (10) 本稿では当事者研究とパフォーマティヴィティの関係性について詳しく述べるができなかったが、石原孝二が編集した『当事者研究の研究』（2013）にそのヒントがあるように感じた。今後の課題としてここに挙げておきたい。「当事者研究」をアビリティ・スタディーズの中で考えてみたいと思う。自分自身のケースを使い、研究することはとても難しいことなのだが、今回はバトラーの考え方に特化して、身体障害／能力のパフォーマティヴィティを考察してみた。哲学をこのように使って当事者研究をすることによって、多くの発見があった。今回の発見は、「理解不可能」な身体と共に生きることは困難だということであったが、「理解不可能＝障害」と「理解可能＝能力」との境界線はつねに流動的であり、むしろ、一本の境界線ではなく、幅のある境界領域として考える方が良いのかもしれない。「理解不可能」だから、「私はもうダメだ！」と思いつくこと自体、健常者のマトリクスの呪縛から自由になれないままいるだけなのではないだろうか。今後さらに考えていきたい。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 25370010（基盤 C：「哲学的当事者研究：身体障害者のための自助プログラムの構築」）の助成を受けたものです。

文献

【欧語文献】

- Austin, J. L. (1975[1962]) *How to Do Things with Words*. 2nd edn., M. Sbisà and J. O. Urmson (eds.), Oxford: Oxford University Press. J. L. オースティン『言語と行動』(坂本百大訳) 大修館書店、1978年.
- Beauvoir, S. (2011[1949]) *The Second Sex*. trans. C. Borde, & S. Malovany-Chevallier, London: Vintage.
- Butler, J. (1990) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. New York and London: Routledge. J. バトラー『ジェンダー・トラブル：フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子訳) 青土社、1999年.
- (1993) *Bodies That Matter: On the Discursive Limits of 'Sex'*. New York: Routledge.
- Foucault, M. (1975[1963]) *The Birth of the Clinic: An Archaeology of Medical Perception*. trans. Alan M. Sheridan-Smith, New York: Vintage.
- (1990[1976]) *The History of Sexuality Vol. I: An Introduction*. trans. Robert Hurley, Harmondsworth: Penguin.
- Oliver, M. (1983) *Social Work with Disabled People*, London: Macmillan.
- (1990) *The Politics of Disablement*, London: Macmillan. M. オリバー『障害の政治：イギリス障害学の原点』(三島亜紀子、山岸倫子、山森亮、横須賀俊司訳) 明石書店、2006年.
- Thomson, R. G. (1997) *Extraordinary Bodies: Figuring Physical Disability in American Culture and Literature*. New York: Columbia University Press.
- Wendell, S. (1996) *The Rejected Body: Feminist Philosophical Reflections on Disability*. New York: Routledge.

【邦語文献】

- 石原孝二編 (2013). 『当事者研究の研究』 東京：医学書院.
- 乙武洋匡 (1998). 『五体不満足』 東京：講談社.
- 長瀬修 (1999). 「障害学にむけて」、石川准・長瀬修編『障害学への招待：社会、文化、ディスアビリティ』、東京：明石書店、pp.11-37.
- べてるの家 (2005). 『べてるの家の「当事者研究」』 東京：医学書院.
- べてるのしあわせ研究所、向谷地生良 (2009). 『レッツ！当事者研究1』 千葉：NPO 法人地域精神保健福祉機構・コンボ.

【テレビ番組】

- Herr, H. (出演) (2014) 「走り、登り、踊ることを可能にする新たなバイオニクス義肢」『スーパープレゼンテーション』NHK (Eテレ) 2014年7月9日.

【新聞記事】

- Davies, G. A. (2007) “My sport: Oscar Pistorius”, in *The Daily Telegraph* (イギリスの大衆紙), 2007年5月23日.
- Donnelly, L. (2012) “Oscar Pistorius makes Olympic history”, in *The Telegraph* (イギリスの大衆紙), 2012年8月4日.